

個人情報のお取り扱いについて

当社は、お取引に伴いお客様の個人情報を頂いております。この変面は、お取引に伴い入手するお客様の個人情報保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従い説明するものです。

1. 個人情報に関する当社の基本方針	当社は、個人情報保護に関する法令を遵守し役員はじめ全ての従業員が、取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに、適正な取扱いと保護に努めます。
2. 当社が保有する個人情報	①当社は、賃貸物件の入居希望者様・入居者様・連帯保証人様・入居者家族様・同居人様、売買物件の申込者様・購入者様、建設主様、管理やサブリースもしくは媒介の委託を受けた不動産の所有者・管理組合その他の権利者様（以下、総称してお客様といいます）の個人情報を有しています。 ②お客様の個人情報のうち氏名、性別、生年月日、住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス（郵送先含む）、勤務先の業種、収入、入金情報、その他情報を利用させていただきます。
3. お客様の個人情報の利用目的	①不動産の管理、仲介、賃貸、売買、賃貸・連帯保証等の取引に関する契約の履行、情報、サービスの提供のために利用いたします。 ②物件のご紹介、お申込の結果等の連絡、信用情報機関への信用照会、賃貸借契約・連帯保証契約・管理委託契約・サブリース原契約・媒介契約の締結、履行、及び契約管理、契約後の管理・アフターサービス等の実施のために利用いたします。 ③当社は、当社の他の不動産及びサービスの紹介並びにお客様にとって有用と思われる当社提供先の商品・サービス等の紹介、またアンケート等の実施のために利用いたします。（契約終了の後及び成約に至らなかった後を含む） ④上記①②③の利用目的の達成に必要な範囲で、第三者へ提供致します。
4. お客様の個人情報の第三者への提供	当社は、以下のいずれかに該当する場合は除き、お客様の個人情報を第三者へ提供することはありませんが、上記利用目的の達成に必要な範囲で、以下の者に対して書面・郵便物・電話・ファックス、ホームページ、電子メール、広告媒体等を適宜提供する場合があることを、予めご了承下さい。 このための利用は、お客様の申し出により取り止めます。 ※第三者への提供先は、現時点において提供する可能性のある第三者を記載しており、必ずしも全て提供する訳ではありません ①お客様から委託を受けた事項についての契約の相手方となる者、その見込者 ②当社グループ会社、フランチャイズ本部 ③他の不動産業者 ④保証会社、信託会社、損害会社、共済会、金融機関、信用情報機関、施工会社、設備販売会社、引越業者、自治会、その他生活関連サービス等を行う事業者 ⑤広告の掲載業者・団体、指定流通機関 ⑥登記等に関わる司法書士等 ⑦利用目的の達成に必要な第三者
5. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止等の申し立て（開示請求等）	電話050-2018-1169 FAX011-621-1855 お客様からの開示請求等は上記へお願いいたします。

本書面についての説明を受け、個人情報の利用・提供について承諾し、本書面の交付を受けました。

年 11 月 10 日
ご住所
ご氏名

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

1 私（いたしませう）は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。 いたしません } ※どちらかを○で囲って下さい

- ① 暴力団員
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員
- ④ 暴力団員
- ⑤ 暴力団員
- ⑥ その他前各号に準ずるもの

2 私（いたしませう）は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交流関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。 いたしません } ※どちらかを○で囲って下さい

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力が、その経営に実質的な関与している関係
- ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 私（いたしませう）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。 いたしません } ※どちらかを○で囲って下さい

- ① 強力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、虚言又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4 私は、これらの各号のいずれかを満たさないことが判明した場合、及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は催告無効してこの取引が停止され、又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。 いたしません } ※どちらかを○で囲って下さい

以上の内容に虚偽の無い事を確約し、下記に署名致します

ご住所
ご氏名

別表3 契約書に添付する原状回復の条件に関する様式

原状回復の条件について

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。

すなわち、

- ・賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となる
- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、賃貸人が負担すべき費用となる

ものとします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Ⅰのとおりです。

Ⅰ 本物件の原状回復条件

（ただし、民法90条及び消費者契約法8条・9条・10条に反しない内容に関して、下記Ⅱの「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。）

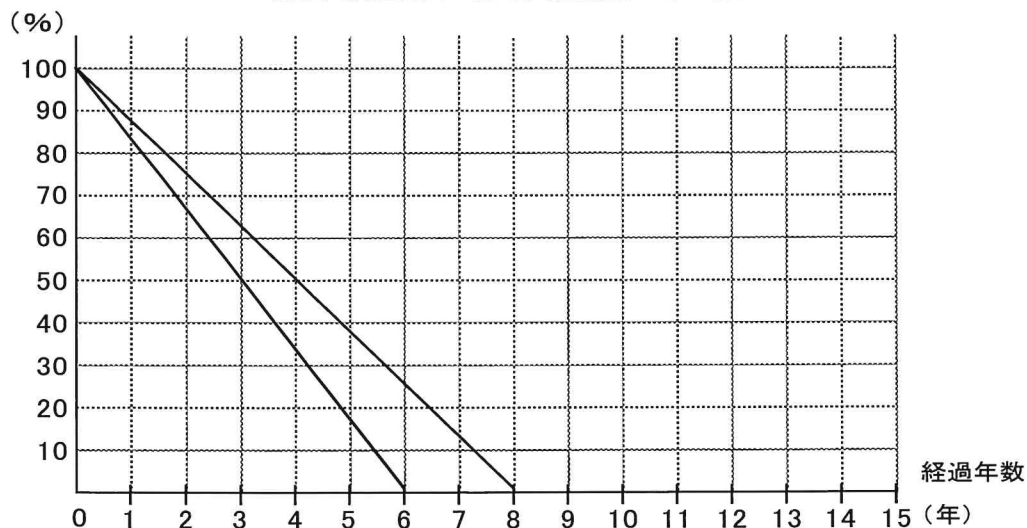
1 賃貸人・賃借人の修繕分担表

賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
1. 畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋸、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） 4. エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃借人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコ等のヤニ・臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 飼育ペットによる柱等のキズ・臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（賃借人が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失または破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2 賃借人の負担単位

負担内容		賃借人の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返し・表替えかは、毀損の程度による)	(畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない。 (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井(クロス)	毀損部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が望ましいが、賃借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむをえないとする。	(壁[クロス]) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニングまたは張替費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	の毀損部分の補修	襖	1枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1本単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(または曲線)を想定し、負担割合を算定する。
	鍵の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。 交換費用相当分を借主負担とする。
	通常の清掃※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、または住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と賃借人負担割合(耐用年数6年及び8年・定額法の場合)
賃借人負担割合(原状回復義務がある場合)



※必要に応じて、B4・A3サイズに拡大コピーしてお使い下さい。

〔資料3〕

賃貸借明示用書面

個人情報の取り扱いについて（賃貸借契約編）

当社は、今後、お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くことになります。
下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

- 1 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
2 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
3 1. 2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者・借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること

なお、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

- (1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。
(2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報（成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要・契約年月日・成約価格などの情報で構成されています）を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

- ・提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
- ・提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。
- ・ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

- 4 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
5 お客様からのお問い合わせに応じするため及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること
6 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること
7 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと

なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

- ・提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。
- ・提供は、書面、電子メール等の手段で行います。
- ・ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

- 8 市場動向分析を行うこと

※その他利用目的がある場合には、空欄にご記入下さい。

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード等やサイトからの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入して頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査チェックリスト	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、公図、図面、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の個別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供をできるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅地建物取引業法第49条に基き写しを取引台帳として5年以上保存します
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするとともに、宅地建物取引業法第37条に定める書面を交付するため 宅地建物取引業法第49条に基き写しを取引台帳として5年以上保存します
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退居時に、物件の状態を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃貸借契約締結に関わる代行処理依頼書	賃貸借契約の場に貸主が出席しない場合、宅地建物取引士が使者となり、貸主を代行して契約を締結するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
家賃未払いのお知らせ	家賃等滞納につき、借主に知らせ、支払をうながすため
家賃滞納督促	家賃未払いのお知らせでも賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料支払い確約書	借主に滞納家賃の支払いを約束してもらうため
賃貸借契約解除通知書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
退去案内通知	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
修繕費負担額合意書	退去時の修繕、原状回復費用を合意するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明をするため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間終了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸借媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため

※その他、不動産取引にあたり各社で個別にお客様から個人情報頂く資料がある場合は、利用目的とともに上記空欄に記入して下さい。

入居に関する細則

①下記修繕については、入居中及び退去時に借主が修繕義務を負い、全額借主の負担で修繕しなければなりません。
②経年変化、自然損耗によるものは、借主に修繕義務はありません。

第1条（近隣への迷惑行為の禁止）

第三十条（近接）の近接は、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) テレビ、ステレオの音量は、周囲に迷惑がつかない程度に抑える。
- (2) ドアの閉鎖程度物の出入。
- (3) ピアノ等の楽器物の振動。
- (4) 路上に居住する者は、可能な場合でも、放し飼いにし、周囲毎の共害者ペットの居住込みが、可能性も考慮しても、放し飼いにし、周囲に迷惑を及ぼさない。
- (5) 人よる近隣住民に迷惑を及ぼさない。
- (6) 共用部（ベランダ等）で携帯電話を使用する際は、周囲に迷惑を及ぼさない。
- (7) その他、他の賃借人および近隣住民の平穏を乱す行為をしない。

第2条（専有部分使用についての注意事項）

第2条（各月部分別に於ける上乗率）
 第1項は、乗車部分の使用に關して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意する。
- (2) 水廻りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにする。
- (3) 水垢・サビおよびカビ等は、配水管に物をつまみこまないよう注意する。
- (4) 電気およびガス等の取扱いは、事故が発生しないように注意する。
- (5) 石油・灯油等の引火性燃料については、暖房器具等の使用しない。
- (6) 危険物等は持ち込まない。
- (7) その他、本物件に高熱を与える行為をしない。

第3条（登録簿）

これは、共用部分の使用に關して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) ベランダ等での水の使用は、階下に水漏れが生じないように注意する。
- (2) ベランダ等は時々清掃し、落着葉、ゴミ等で排水口を詰まらせないように注意する。
- (3) 引火性の高いもの（灯油等）はベランダ等におかない。
- (4) 隣に接しているベランダ等の場合は、火災養生師の選択のため、隣との仕切り版の付近に物を置かない。
- (5) エレベーター内で物を散らかしたり、落着きやうぶをばらけない。
- (6) 共用部分で喫煙をしない。ただし、共用部分の上下共有部分に隣接するベランダ部分等での喫煙については、例外として認めるものとするが、他の賃借人および近隣住民に迷惑を及ぼさないよう充分注意する。
- (7) 建物および敷地内にチラシ等を掲示しない。
- (8) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしない。
- (9) 酸腐、消火器、消火器、避難器具の付近には、物を置かない。
- (10) その他、他の賃借人による共用部分の使用を妨げる行為をしない。

第4条(二三处理)

第4条(2)に規定する。以下各号を遵守しなければなりません。

- (1) コミ集積所は、常に清潔に使用する。
- (2) コミ集積所は、他のゴミ類と一緒に、必ず別々に搬出する。
- (3) ミミは指定のゴミ袋に大量の廃棄物がある場合、自己の責任において他に迷惑をかけるないように処分する。
- (4) 輸入時・輸出時に大量の廃棄物がある場合、自己の責任において他に迷惑をかける行爲をしない。
- (5) 他者のゴミ処理に干渉しない。

第5条（吸煙内駐車両・駐留場の使用）

果つた（敷地内駐車場・駐輪場の使用）
 之は 敷地内駐車場・駐輪場に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 契約した敷地内建築費・駐車場費の場合、指定箇所以外に駐車・發着しない。
- (2) 自動車・バイクの路上駐車や自転車・自走車の路上駐着をしない（米越者について、同様とする）。
- (3) 自動車・バイクの空かし、警笛等他人に迷惑を及ぼす騒音を発しない。
- (4) 火気の取扱いをしない。
- (5) 引火性物質その他危険物を持ち込まない。
- (6) 空き缶・タバコの吸殻等のゴミを廃棄しない。
- (7) 敷地内建築費・駐車場費を滞滞・毀損したとき、修理費用、ガソリン缶等の私物を放置しない。
- (8) その他、敷地の利用と非利用、禁止事項等は、本使用権利用例に準じて、他の借主・利用人および近隣住民の迷惑となる行為をしない。

[illegible]

乙は、本契約および細則について、買入代理人または管理業者から注意があった場合、その指示するところに従い、すみやかに是正しなければなりません。

区分	対象箇所	劣損・破損の状況	修繕内容
共通	壁・天井（クロス等）	破れ、ヤニ、汚れ	張り替え
	ウツシワフローア	破れ、ヤニ、汚れ	張り替
	フローリング	キズ、破損	張り替
	窓ガラス類	破損	交換
通	照明器具	器具の破損、故障	修理または交換
	電球・蛍光灯類	故障、寿命による切れ	交換
	網戸	穴、破れ、甚の破損、変形	張り替または修理、交換
	ドアスコープ	破損	交換
玄関	チャイルド・インターホン	故障	修理または交換
キッチン	玄関ドアの鍵	破損、紛失	シリンダー交換
	郵便受	破損	修理または交換
	下駄箱	破損	修理または交換
	電気・ガスコンロ	故障	修理または交換
洗面所・バス・トイレ	給湯器類	故障	修理または交換
	換気扇	故障	修理または交換
	戸棚類	本体の破損及び付属金物類の破損、紛失等	修理または交換
	鏡	破損	交換
洗面所・バス・トイレ	シャワー用ホース、ヘッド	破損	交換
	洗面台	破損、キズ	修理または交換
	ウサリ及びゴム栓	破損	交換
	釜・給湯器	故障	修理または交換
バス・トイレ	浴槽	破損、キズ、くぼみ	修理または交換
	蓋及び備品類	破損、紛失	交換
	ロータック	破損	修理または交換
	ペーパーホルダー	破損	修理または交換
居室	排水詰まり	異物の詰まり	修理
	障子・襖	破れ、汚れ、変色	張替
	室内ドア	本体またはガラスの破損、紛失	修理または交換
	カーペット類	汚れ、シミ、コブ	張替
電気設備	カーテンレール、ライナー	破損、変形、ライナー粉失	交換
	各種スイッチ・プレート類	故障、破損	修理または交換
	コンセント及びプレート類	故障、破損	修理または交換
	テレビ用端子及びプレート	故障、破損	修理または交換
給排水設備	電話端子及びプレート	故障、破損	修理または交換
	各給水または止水栓	故障、破損	修理または交換
	排水トラップ	故障、破損	修理または交換
	エアコン	破損	修理または交換
その他	洗濯機用防水パン	破損	修理または交換
	タイル貼付	破損	交換

【註】

1. 本列表に記載する以外に、無借主の故意・過失による汚損、破損箇所があれば、全額借主の負担となります。
2. 本列表に記載するキズなどのうち、軽微なものは修繕料から除きます。
3. 水回りの凍結事故は過失とその費用は全額借主の負担となります。
4. 結露が原因によるカビ、腐蝕、補修が発生した場合、それによる費用は全額借主の負担となります。
5. 借主の過失か否かを判断し、原因不明の修理費用は、原則として借主の負担となります。
6. 借主は退去時必ず警告をし、その費用は全額借主負担となります。
7. ①タバコによる焦げは、「経年劣化」の自然損耗になりませんので、「借主負担」となります。
②タバコによるクレンジング等の変化②落書き、くずび、ネジ穴③重量物の設置による型、変形材等のへこみ④クロスのかど
8. ③水道、キッチン等の劣化⑤水洗トイレ内のポータルトップ等の調整⑥電氣掛け（冷蔵庫の）
9. ⑦換気扇の油汚れは定期的に排水口に生じたい汚損、破損
10. 家具、家電を設置する際は床と間の間に緩衝材を設置し、床への落着、へこみを防止するものとする。
防止策を取らずに着色、へこみが発生した場合は全額借主の負担となります。
照明器具等の照明は部分補修が困難ですが、最低でも面単位または全面張替となります。

上記別表を確認しました。

1951年11月10日 氏名

以上